

令和８年８月～令和９年２月
淀川区役所 選挙事務補助作業
会計年度任用職員
(いわゆるアルバイト)
登録者募集要項

淀川区役所総務課

淀川区役所総務課では、事務事業の執行が一時的に増加するなど、一時期短期間に職員の増加を必要とする場合等に勤務していただく、「淀川区役所選挙事務補助作業会計年度任用職員」（いわゆるアルバイト）の事前登録者を募集します。

登録を希望される方は、この募集要項をご確認いただいたうえで、必要書類を淀川区役所総務課までご提出ください。

令和9年3月～令和9年4月中に任用を開始する必要が生じた際、登録を決定した方の中から選考し、補助作業に従事する会計年度任用職員として採用します。

※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんのでご注意ください。

1 業務内容

- ・区分①：期日前投票所での事務補助業務（用紙交付・案内誘導等）
- ・区分②：その他、上記①以外の選挙に関する事務補助作業
（名簿・資料整理、物品準備、会場設営補助等）

2 登録資格

(1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

地方公務員法（抜粋）

<欠格条項>

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 年齢、学歴不問。また、日本国籍を有しない方も受験可能です。

※日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

3 任用期間

任用開始日から2か月以内（延長はありません）

4 勤務条件等

(1) 勤務日

平日および休日のいずれかの日

※選挙期日や期日前投票期間等により、勤務日が決定します。

(2) 勤務時間

・ 区分①

1 日あたり：4 時間～6 時間（休憩時間なし）

・ 区分②

1 日あたり：7 時間 30 分以内（45 分休憩）

※1 週間あたり：30 時間以内

※具体的な始業・終業時刻は、任用時に指定します。

(3) 勤務場所

大阪市淀川区役所（住所：大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号）

(4) 報酬等

時間額…1,400 円

日 額…10,498 円（1 日あたり 7 時間 30 分 週 4 日勤務）

8,398 円（1 日あたり 6 時間 週 5 日勤務）

交通費…1 か月 55,000 円を上限として別途支給

※上記報酬は募集時点のものであり、給与改定等により採用時には変更される場合があります。また、交通費は別途支給します。

(5) 報酬等支給方法

原則、月末締め切りの翌月 17 日支給、口座振込（本市職員に準ずる）

(6) 加入保険 雇用保険

※雇用保険の加入は、雇用期間等により加入要件に満たない場合があります。

5 服務事項

(1) 採用された方の身分は短期間の地方公務員となるため、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され次の場合は、懲戒処分の対象となります。

ア 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合

イ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

ウ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

(2) 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規程については適用となるため、留意してください。

6 登録の申込方法

(1) 申込方法

淀川区役所ホームページより次の書類をダウンロードし、必要事項を全て記入し、封筒の表（おもて）に「会計年度任用職員応募」と朱書きし、淀川区役所総務課へ事前連絡のうえ、持参してください。

ア 淀川区役所選挙事務補助作業会計年度任用職員登録申込書…1 通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください

イ 申し立て書…1通

ウ 勤務可能期間確認票…1通

※提出書類は一切お返しできません

※申込書に記載の個人情報は、補助作業に従事する会計年度任用職員採用事務以外には使用いたしません

※上記ア～ウの書類は淀川区役所総務課（月曜日から金曜日の9時～17時30分。祝日、年末年始を除く。）でお渡しすることも可能です。

※ア～ウの書類は所定の様式に限ります。

(2) 受付期間

令和9年2月26日(金曜日)まで

上記期間の月曜日から金曜日の9時から17時30分まで（祝日、年末年始を除く）

7 選考方法及び名簿への登録

面接により選考を行います。

面接選考を実施のうえ、成績が一定基準以上の者を合格とし、「淀川区役所選挙事務補助作業会計年度任用職員登録者名簿」に登録します。

また、合格者については、名簿に登録した旨を通知します。

なお、面接については、申込書等の持参時に行いますので、申込書等の持参に当たっては、必ず「12 登録申込みと問合せ先」に記載の担当まで事前に連絡ください。

8 名簿登録の有効期間

有効期間は名簿登録時点から統一地方選挙執行日までとなります。

9 登録の取消、変更、失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や、住所や連絡先を変更される場合は、必ず「12 登録申込みと問合せ先」に記載の担当までご連絡ください。

※登録後任用資格を満たさないことが判明した場合は、登録を取り消します。

10 採用決定等

「淀川区役所選挙事務補助作業会計年度任用職員登録者名簿」に登録されている者のうち、希望する勤務時間（区分①、区分②）の中で、成績が上位の者から順に採用を決定します。

採用者には、採用決定した旨を通知します。（令和9年2月下旬～ 3月上旬予定）

11 その他

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報 は 職員採用試験の円滑な遂行のために用い、
大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

12 登録申込みと問合せ先

淀川区役所 5階 総務課

〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号

電話：06-6308-9625

担当：会計年度任用職員（アルバイト）募集担当